

2 練馬区地域型保育事業の認可基準

事業類型		定員	職員配置基準	職員資格	保育室	給食	
小規模 保育事業	A型	6～19人 ※1	保育所の配置 基準+1名	配置基準の10割が 保育士※2	0・1歳児： 3.3㎡/1人 2歳児： 1.98㎡/1人	・自園調理 (連携施設等からの搬入可) ・調理設備 ・調理員	
	B型	6～19人 ※1	保育所の配置 基準+1名	配置基準の6割以上 が保育士※2 ※保育士以外には研修を 実施します。			
	C型	10人 または 15人	0～2歳児 3:1 (家庭的保育補 助者を置く場 合、5:2)	家庭的保育者※3 (+家庭的保育補助 者)	0～2歳児： 3.3㎡/1人	給食の提供がある事業者も ありますが、経過措置中のた め、食事・ミルクは原則持参 になります。	
家庭的保育事業		1～5人	0～2歳児 3:1 (家庭的保育補 助者を置く場 合、5:2)	家庭的保育者※3 (+家庭的保育補助 者)	0～2歳児： 3.3㎡/1人	給食の提供がある事業者も ありますが、経過措置中のた め、食事・ミルクは原則持参 になります。	
事業所内保育事業		地域枠 は、定員 によって変 わります	<定員20人以上>	保育所の配置 基準	配置基準の10割が 保育士※2	0・1歳児： 乳児室1.65㎡/1人、 ほふく室3.3㎡/1人 2歳児以上 1.98㎡/1人	・自園調理 (連携施設等からの搬入可) ・調理設備 ・調理員
			<定員19人以下>	保育所の配置 基準+1名	配置基準の5割以上 が保育士※2 ※保育士以外には研修を 実施します。		
居宅訪問型保育事業			0～2歳児 1:1	家庭的保育者※4	—	—	

・給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けています。

※1 職員配置基準および保育室の面積基準を満たしたうえで、22人までとすることができます。

※2 保健師または看護師を1名に限り保育士とみなす特例を設けています。

※3 区が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると区長が認める者(看護師、幼稚園教諭等)とします。

※4 事業者が所在する区市町村が認めた家庭的保育者となります。

【参考】

保育所	20人以上	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児30: 1	配置基準の10割が 保育士※2	0・1歳児： 乳児室1.65㎡/1人、 ほふく室3.3㎡/1人 2歳児以上 1.98㎡/1人	・自園調理 ・調理室 ・調理員
認定こども園 (幼稚園型)	園による	3歳児 20:1 4歳以上児30: 1 (3歳以上児の 幼稚園教育時 間については 35:1)	保育士、幼稚園教 諭	3歳児以上 1.98㎡/1人	・自園調理 (外部搬入可)